

## 第2節 基本方針

### 1 東日本大震災等の教訓を踏まえた対策

東日本大震災は、約 18,000 人の死者・行方不明者が発生した大規模災害であり、地震発生後の情報伝達や津波避難の行動、行政職員をはじめとする災害対応、被災者の長期間の避難生活、膨大な災害廃棄物の処理、被災地の迅速かつ円滑な復興等に大きな課題が発生し、これまでの防災対策のあり方を大きく見直す必要性を学びました。

本計画では、主に東日本大震災で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。

- ・ **災害対策本部**組織体制の強化
- ・ 通信体制の強化
- ・ 避難生活施設での職員や物資の不足への対応
- ・ 避難生活施設における、女性や**要配慮者**への配慮
- ・ 受援体制、連携体制の強化

### 2 熊本地震の教訓を踏まえた対策

熊本地震は、熊本県を中心に連続した強い地震により 273 人の死者（うち直接死 50 人）が発生した大規模災害であり、庁舎や避難所の非構造部材等の耐震化不足、車中泊等によるエコノミークラス症候群での災害関連死の増加、国によるプッシュ型支援の物資配送体制、緊急輸送道路の機能低下、地域の復旧・復興のための罹災証明の発行と倒壊家屋の撤去の遅延など、東日本大震災とは違う課題が発生しました。

本計画では、主に熊本地震で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。

- ・ 十分な耐震性の防災拠点
- ・ 車中泊等で避難生活をする避難者への対応
- ・ プッシュ型支援の物資配送体制の構築
- ・ 緊急輸送道路及び沿道の建築物の耐震化
- ・ 罹災証明と公費解体の遅延対策

## 第1編 総則 第1章 計画の考え方 第2節 基本方針 (P.2)

**3 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた対策**

令和6年能登半島地震においては、輪島市、志賀町で震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れが発生し、多くの住民が死傷しました。

地震による被害としては、土砂崩れによる道路の寸断、このことによる孤立集落の発生や物資の輸送遅延、未耐震住宅の倒壊など様々な課題が発生しました。

また、今回の地震は1月1日に発生したことから、改めて観光客などの帰宅困難者対策が必要であることを認識しました。

本計画では、令和6年能登半島地震で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。

- ・未耐震木造住宅の耐震化促進
- ・観光客等帰宅困難者対策の取り組み強化

## 第2編 自助・共助 第1章 災害への備え

市の取り組み 1.3 木造住宅の無料耐震診断・耐震補強（設計・工事等）補助制度（住宅政策課）

(P.53)

## 市の取り組み

## 1.3 木造住宅の無料耐震診断・耐震補強（設計・工事等）補助制度（住宅政策課）

## ① 木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月以前に着工された木造住宅（鉄骨造やプレハブ住宅、ログハウス等は対象外です）で3階建て以下の専用住宅、共同住宅、長屋建住宅、併用住宅（延床面積の1/2超が住宅部分）を対象に無料で耐震診断を実施します。

## ② 木造住宅耐震補強設計事業費補助金

木造住宅の無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と診断された場合で、耐震補強設計書を作成する場合に要した費用の2/3（上限あり）の補助を受けることができます。

## ③ 木造住宅耐震補強事業費補助金

区域要件等の一定の条件を満たす建物の耐震補強工事、準耐震補強工事、リフォーム工事、空家除却工事、建物内への耐震シェルターの設置に要した費用の一部（上限は工事により異なる）を受けることができます。

※木造住宅の無料耐震診断・耐震補強等補助制度について、未耐震の対象者宅を個別訪問するなどし、制度の活用を促進します。

## 市の取り組み

## 1.4 住宅の耐震改修促進税制措置

(課税課)

## ① 所得税額の特別控除

住宅の耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の10%相当額（25万円上限）が耐震改修を行った年分の所得税額から控除されます。（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限る。）

## ② 固定資産税額の減額措置

耐震改修を行った住宅の固定資産税（120㎡相当部分まで）の税額が一定期間1/2となります。

## 市の取り組み

## 1.5 ブロック塀等撤去事業補助制度

(住宅政策課)

一定の条件を満たすブロック塀等（道路に面しており、道路面からの高さが1mを超えるもの。隣との境界にあるブロック塀等は対象外）を壊す際に要した費用の一部（上限あり）の補助を受けることができます。

第3編 公助 第1章 災害応急活動の体制づくり  
 第6節 帰宅困難者対策の整備 (P.100)

## 第6節 帰宅困難者対策の整備

大規模な災害が発生した場合、通勤・通学や来訪者、多くの観光客など**帰宅困難者**の発生が想定され、観光地や駅前等では混乱が見込まれます。また、外国人など災害の経験が少ない人々に対しても適切な対応が必要です。そのため、平常時から、民間施設や周辺地域、隣接市町、協定市、交通機関、さらに民間団体・事業者等との連携を強化し、災害時に適切かつ迅速な対応が取れるよう市の各部局が連携して、行動計画と連携体制づくりを進めます。

対策名	担当	関係機関
1 観光客への避難所等情報伝達	観光振興課、観光誘客課、 市民交流課	観光関係団体
避難所等の防災情報を記載したパンフレットの配布の他、外国人観光客にも対応可能な多言語表記のツールの整備を推進します。 また、観光地の地域団体と協働し、災害発生時の円滑な避難行動実現のため観光危機管理マニュアルを作成します。併せて防災訓練を開催し実効性のある取り組みを進めます。		
対策名	担当	関係機関
2 交通情報の提供	交通政策課、観光振興課、 観光誘客課、市民交流課	国土交通省三重河川国道事務所、三重県、交通機関
災害発生時には、交通機関の途絶等により帰宅できなくなり混乱が生じることが想定されます。そのため、市では電力が停止した場合に備え、照明の確保や交通情報等の情報提供を行うことができるよう、自然エネルギー利用等を含めた設備管理や運用方法を構築していきます。また、外国人観光客に対応するための手段の一つとして多言語で対応が可能なツールの整備や、それを活用する知識の向上を図ります。		
対策名	担当	関係機関
3 一時滞在の受入れ施設確保	避難所チーム	—
災害発生時には、駅前や観光地周辺に多くの通勤・通学者や、観光客が滞留して混乱することが想定されることから、公共施設の把握及び調整を行うとともに、民間施設や関連団体・事業者と連携した一時的な受入れが可能な施設の支援体制づくりに向けて、協定等による環境整備を行います。		

第3編 公助 第5章 いのちをつなぐ  
第2節 要配慮者対策 (P.157)

## 第2節 要配慮者対策

避難所において、**要配慮者**が適切な配慮を受けられるような避難所運営ができるよう管理します。

### 1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
<b>1 避難所避難者対策</b>	避難所チーム						
災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。							
<b>2 在宅避難者対策</b>	避難所チーム						
平時より <b>要配慮者</b> の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。							
<b>3 福祉避難所</b>	避難所チーム						
災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な <b>要配慮者</b> を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。							
<b>4 外国人対策</b>	避難所チーム						
言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。							

### 関係資料

- 備蓄倉庫一覧 P. 7
- 災害時指定避難場所一覧 P. 67
- 災害救助法様式3 避難所設置及び避難生活状況 P. 501
- 災害救助法様式24① 救助事務費の状況 P. 525
- 災害救助法様式24② 救助事務費調査票 P. 526

第3編 公助 第9章 復興に向けた始動  
 第1節 復興計画の立案 (P.183)

## 第9章 復興に向けた始動

### 第1節 復興計画の立案

総合的かつ長期的な視点に立った復興に向けて、体制の整備を図り、地域全体の意見を踏まえた復興方針、復興計画を定めることにより、被災前の地域課題を解決し、地域の環境をより良いものに再生させる復興対策の実施に繋がります。

#### 1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 災害対策本部の縮小・廃止	企画チーム						
市域で災害発生のおそれが無くなった場合や、災害応急対策がおおむね完了した場合には災害対策本部を縮小・廃止し、復旧、復興業務に資源を投入します。							
1 災害復興対策本部の設置	企画調整課、都市計画課						
災害により重大な被害を受けた場合において、土地利用の方針策定や都市の復興対策を迅速に実施するため、必要があると認めるときは、伊勢市災害復興対策本部を設置します。 復興体制の構築に当たっては、必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を求めることを検討します。							
2 復興方針、計画の策定	都市計画課						
市街地復興に関する方針、その事業手法等を定める復興計画の策定を行います。復興計画は、復興対策事業の進捗に応じて適宜見直しを行います。							
3 復興財源の確保	関係課						
被害状況から復興事業に係る財政需要を算定し、国、県に対し復興財源の補助等を要請します。激甚災害の指定補助や起債、交付税措置や他事業の抑制等により復興財源の確保を図ります。							
4 人的資源の確保	職員課						
本格的な復旧作業及び、復旧事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要となります。その人員を賄うために、特に人材を必要とする部門については、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、期間限定職員、臨時職員等を雇用し対応にあたります。							

第3編 公助 第4章 いのちを守る  
 第1節 避難誘導 (P.130)

## 第4章 いのちを守る

### 第1節 避難誘導

人的被害を未然に食い止めるため、被害を受けるおそれのある者に対して【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示を発令し、市民の皆さんや滞在者などに避難を促します。

#### 1 実施業務

業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 避難情報の発令及び伝達	企画チーム、情報チーム						
人的被害を未然に食い止めるため、状況を予測し、【警戒レベル3】高齢者等避難・【警戒レベル4】避難指示、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求め、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用します。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）							
2 災害時要配慮者利用施設への伝達	避難所チーム						
浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）							
3 避難誘導	応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム						
時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として【警戒レベル4】避難指示の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。							
4 児童生徒等の安全確保	教育チーム、保育課						
地震による施設の損壊や、津波警報発表等により施設に留まることが危険と判断した場合には、予め定める計画に基づき児童生徒を安全な場所へ誘導します。 安全が確保された後には、直ちに点呼等により児童生徒、職員の安否確認を行い、災害対策本部へ報告します。							

第3編 公助 第5章 いのちをつなぐ  
第1節 避難所運営 (P.156)

## 第5章 いのちをつなぐ

### 第1節 避難所運営

居住の場を失った住民に対して一時的な生活の場として避難所を提供するとともに、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。

#### 2 主な連携先となる関係機関等と役割

連携先	役割
NPO・ボランティア等	避難所運営の補助
伊勢市社会福祉協議会、ボランティアセンター	ボランティアのマッチング
三重県	他市町、他都道府県との受入れ調整、事務の代行
国	事務の代行

第3編 公助 第4章 いのちを守る  
 第4節 救急・救助活動 (P.134)

## 第4節 救急・救助活動

人命の安全確保を最優先した救急・救助活動にあたります。また、伊勢市のみでの対応が困難な場合、関係機関に応援要請し、連携を図りながら活動を実施します。

### 1 実施業務

業務内容	担当	発災後	3時間	24時間	3日	7日	1ヶ月
		～ 3時間	～ 24時間	～ 3日	～ 7日	～ 1ヶ月	～
1 救急・救助活動	消防チーム						
人命の安全確保を最優先とし、被害情報をもとに救急・救助活動方針の決定を行い、迅速に活動を実施します。							
2 防災業務従事者の安全確保	消防チーム						
津波に関する注警報が発表されている中での活動は、津波到達予測時間までに安全確保ができる計画の範囲で活動を実施します。							
3 応援関係機関との連携	消防チーム、企画チーム、 後方支援チーム						
伊勢市のみでは救急・救助活動が困難な場合、人的支援及び物的支援を県、自衛隊、緊急消防援助隊等に要請し、連携して活動します。また、救急搬送等にヘリコプターが必要な場合は、県に要請します。							
4 活動調整会議の実施	消防チーム						
警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的な消火、救急、救助活動等に関する情報を活動調整会議を実施し共有、調整します。							
5 安否不明者名簿の作成	企画チーム、情報チーム、生活 再建チーム、避難所チーム、消 防チーム						
安否不明者捜索を目的として、安否不明者名簿を作成します。作成した安否不明者名簿は、三重県が公表します。							

第3編 公助 第4章 いのちを守る  
第8節 道路交通の確保 (P.139)

## 第8節 道路交通の確保

市は、道路管理者及び交通管理者と緊密に連携し、国道、県道の通行の禁止及び制限等の状況や応急復旧状況の把握に努めます。また、市道においても交通制限等の規制を実施し、応急復旧対策を行います。

1 実施業務							
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
1 道路啓開の実施	応急復旧チーム						
<p>伊勢市は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに調査を行い、応急復旧や道路啓開を行います。</p> <p>道路啓開を行う路線の優先順序は、県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市指定<b>緊急輸送道路</b>等の位置づけに沿うとともに、他の道路管理者、交通管理者等と協議の上、決定します。</p>							
2 障害物の除去作業の実施	応急復旧チーム						
<p>道路管理者、河川管理者、港湾管理者は、被害状況を把握し、国、県、市、伊勢警察署等により情報共有を行い、対応方針を決定します。また、民間企業等の協力により、除去作業のための資機材の確保に努め迅速に除去作業を実施します。</p>							
3 道路交通の確保	応急復旧チーム						
<p>道路管理者又は交通管理者は、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合や緊急輸送路の確保が必要な場合、交通規制を実施します。なお、市は道路管理者等と緊密に連携して応急復旧対策を実施するとともに、幅広い情報収集に努め、市民の皆さん、<b>帰宅困難者</b>等に伝達します。</p>							
4 立ち往生車両、放置車両の移動等	応急復旧チーム						
<p>道路管理者は、災害発生時には立ち往生車両や放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害対策に著しい支障が生じる場合は、対象となる道路区間を指定して、区間に含まれる車両等の移動を命じます。また、命令に従わない場合や現場に占有者がいない場合には道路管理者が移動させることもあります。これらの措置をとるために、やむを得ない場合には、近隣の土地を一時的に使用します。(基本法76条の6)</p>							
5 道路の適切な管理	応急復旧チーム						
<p>局地的な大雨が発生した場合には、市内の低地やアンダーパス等の浸水が予測されるため、適正な時期に通行規制を実施します。また、大雪が発生した場合には、幹線道路等から除雪を実施し、社会的混乱を最小限に抑えます。<b>車両滞留が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、県や道路管理者等の関係機関と連携の上、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行うよう努めます。</b></p>							

第3編 公助 第1章 災害応急活動の体制づくり  
 第8節 要配慮者の支援体制の整備 (P.102)

## 第8節 要配慮者の支援体制の整備

各地域における**要配慮者**等に対し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、平時より要配慮者のための住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努めます。

対策名	担当	関係機関
4 女性や子どもに配慮した防災対策の強化	子育て応援課、市民交流課	—
被災時における男女ニーズの違い等、 <b>男女共同参画</b> の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。		
●協定等一覧 P.144		

## 伊勢市地域防災計画（資料編）

## 第2編 自助・共助に関する資料

## 5 避難行動要支援者対策 ⑩浸水区域内要配慮者利用施設（P.53～）

## (9) 朝川・朝川支川浸水区域内施設

○水防法第15条により指定された区域内の施設

NO	施設名称	施設種別	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
1	明倫小学校	学校・幼稚園	516-0036	岡本1丁目18-21	24-3199	28-2721
2	みなくる	障がい児・者施設	516-0037	岩淵2丁目4-5	22-7713	67-7687
3	明倫保育所	児童福祉施設	516-0073	吹上2丁目11-42	28-6775	28-6775
4	ステップワンハウスぱれっと	障がい児・者施設	516-0073	吹上2丁目11-46	29-3330	29-3330
5	明照児童館	児童福祉施設	516-0073	吹上2丁目5-41	28-2678	28-9386
6	明照こどもクラブ 楓 (かえで)	児童福祉施設	516-0073	吹上2丁目5-41	090-5629-4439	28-9386
7	いせ子どもの家	児童福祉施設	516-0073	吹上2丁目5-41	28-2678	28-9386
8	サラナ	児童福祉施設	516-0073	吹上2丁目5-41	28-2678	28-9386
9	明照こどもクラブ 楳 (ゆずりは)	児童福祉施設	516-0073	吹上2丁目7-10	080-1563-7950	28-9386
10	英心高等学校	学校・幼稚園	516-0009	河崎1丁目3-25	28-2077	23-9811
11	デイサービスセンター 和幸	高齢者施設	516-0008	船江1丁目7番24号	63-6608	63-8167
12	あさひワーク伊勢	障がい児・者施設	516-0008	船江2丁目2-1	28-0525	28-0526
13	有緝こども園	児童福祉施設	516-0008	船江2丁目2-29	23-5225	23-5200
14	有緝小学校	学校・幼稚園	516-0008	船江2丁目25	28-2450	23-0761
15	デイサービス フィオーレ	高齢者施設	516-0008	船江2丁目28番48号	20-2750	20-2755
16	船江保育園	児童福祉施設	516-0008	船江3丁目11-43	28-1532	28-1946

## (10) 朝熊川浸水区域内施設

○水防法第15条により指定された区域内の施設

NO	施設名称	施設種別	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
1	デイサービス こころのいえボス	高齢者施設	516-0021	朝熊町1432-1	20-9800	20-9822



伊勢市地域防災計画（資料編）

第2編 自助・共助に関する資料

6 指定緊急避難場所及び指定品場所の内 ①災害時指定避難場所一覧（P.67、72）

NO	所在地	名称	電話番号	指定避難所	津波緊急避難所	安全度ランク	災害対策基本法上の位置づけ						備考
							指定避難所 避難生活施設	指定緊急避難場所					
								洪水への対応	高潮への対応	土砂災害への対応	地震への対応	津波への対応	
111	矢持町 下村 426	みどり保育園	39-1330	○	-	▲	-	○	○	○	○	-	民間 孤立
112	二見町 茶屋 348	二見老人福祉センター	44-0830	-	○ 2階以上	▲	-	-	-	-	-	○	
<del>113</del>	<del>二見町 茶屋 209</del>	<del>二見公民館</del>	<del>42-1117</del>	<del>○ 2階以上</del>	<del>○ 2階以上</del>	<del>☆</del>	<del>-</del>	<del>○</del>	<del>○</del>	<del>○</del>	<del>○</del>	<del>○</del>	<del>自主</del>
114	二見町 溝口 516-1	溝口会館	43-4586	-	○ 2階以上	▲	-	-	-	-	-	○	
115	二見町荘 1500	旧二見浦小学校 校舎	42-1120	○ 2階	○ 2階	▲	-	○	○	○	○	○	
		○ 3階以上		○ 3階以上	☆	-	○	○	○	○	○	○	
116		旧二見浦小学校 屋内運動場		-	校舎 2階以上	-	○	-	-	-	-	-	
117	二見町荘 2037-2	旧二見中学校校舎	42-1118	○ 2階以上	○ 2階以上	☆☆	-	○	○	○	○	○	
118		旧二見中学校 屋 内運動場		○	校舎 2階以上	▲	○	○	○	○	○	-	
119	二見町 光の街 907-7	二見浦小学校・二 見中学校校舎		○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	○	
120		二見浦小学校・二 見中学校屋内運動 場		○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	○	
119	二見町西 866	西コミュニティセ ンター	43-2230	-	○ 2階以上	☆	-	-	-	-	-	○	
120	二見町 今一色 3	旧今一色小学校 屋内運動場	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
121	二見町今 一色 120	今一色コミュニ ティセンター		-	○ 2階	▲	-	-	-	-	-	○	
				-	○ 屋上	☆	-	-	-	-	-	-	○
122	二見町今 一色 874- 191	二見町今一色津波 避難施設（タワ ー）	-	-	○	☆☆	-	-	-	-	-	○	

## 伊勢市地域防災計画（資料編）

## 第2編 公助

## 16 県が指定する土砂災害（特別）警戒区域（P.107～112）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて、令和3年1月29日現在、県が指定する土砂災害（特別）警戒区域は下記のとおりとなっている。

警戒区域	所在地	避難所
松下7	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下8	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下9	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下10	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下15	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下14	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下16	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下19	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下2	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下24	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下20	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下17	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下11	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下1	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下12	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校

## 伊勢市地域防災計画（資料編）

## 第2編 公助

## 16 県が指定する土砂災害（特別）警戒区域（P.107～112）

警戒区域	所在地	避難所
松下3	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下4	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下5	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下6	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下13	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下18	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下21	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下1	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下2	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下大谷川	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下小谷川	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下5	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下6	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下3	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下10	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下11	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下12	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校

## 伊勢市地域防災計画（資料編）

## 第 2 編 公助

## 1 6 県が指定する土砂災害（特別）警戒区域（P.107～112）

警戒区域	所在地	避難所
松下 13	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 14	伊勢市二見町松下	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
江	伊勢市二見町江	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
明神前	伊勢市二見町江	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
江山	伊勢市二見町江	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
子ヶ谷	伊勢市二見町茶屋	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
滝坪谷	伊勢市二見町茶屋	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
茶屋 1	伊勢市二見町茶屋	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
茶屋 2	伊勢市二見町茶屋	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
江 1	伊勢市二見町江	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
江 2	伊勢市二見町江	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
溝口 1	伊勢市二見町溝口	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
山田原 1	伊勢市二見町山田原	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
三津 1	伊勢市二見町三津	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
光の街 1	伊勢市二見町光の街	<del>二見公民館</del> 、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校